

重要事項説明書

AIG 損害保険株式会社

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

- この書面では、WorldRisk®に関する重要事項（【契約概要】【注意喚起情報】等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については保険の約款、パンフレット等にてご確認ください。
- ご契約者の他に記名被保険者を設定される場合は、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

WorldRisk®（ワールドリスク）は、普通保険約款(General Policy Conditions)に次の特別約款をセットして構成され、海外での事業活動に関わるさまざまなリスクをひとつの保険契約で包括的に補償する保険です。海外事業総合賠償責任特別約款を基本の補償とし、その他の特別約款はオプション補償となります。

- 海外事業総合賠償責任特別約款(Foreign Commercial General Liability Coverage Part)
- 海外事業自動車賠償責任特別約款(Foreign Business Auto Liability Coverage Part)
- 使用者賠償責任特別約款(Employer's Liability Coverage Part)
- 特殊危険対応費用特別約款(Special Risk Response Costs Coverage Part)
- 事業不正行為損害特別約款(Commercial Crime Coverage Part)

保険の約款では、保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない場合など、保険契約の内容を規定しています。保険の約款はすべて英文で構成されています。以下の文章は英文の内容の参考訳であり、実際の保険金をお支払いする場合とお支払いできない場合は英文での保険の約款に従いますので、詳細は保険の約款でご確認ください。

(2) 補償および支払限度額等

① 保険金をお支払いする主な場合

契約概要**注意喚起情報**

- 海外事業総合賠償責任特別約款(Foreign Commercial General Liability Coverage Part)
 - 施設・業務遂行危険に起因する他人の身体障害または財物損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。
 - 生産物・完成作業危険に起因する他人の身体障害または財物損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。
- 海外事業自動車賠償責任特別約款(Foreign Business Auto Liability Coverage Part)

海外で賃借したレンタカーなどの使用・管理に起因する他人の身体障害または財物損壊について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。
- 使用者賠償責任特別約款(Employer's Liability Coverage Part)

被保険者の従業員の海外出張中の事故に起因する身体障害（風土病によるものを含みます。）について、使用者としての損害賠償責任を補償します。ただし、被保険者に対して訴訟が提起された場合に限りです。
- 特殊危険対応費用特別約款(Special Risk Response Costs Coverage Part)

保険の約款等に規定された事故により、被保険者が受けるコンサルティングサービスに要する費用等を補償します。
- 事業不正行為損害特別約款(Commercial Crime Coverage Part)

被保険者の従業員の海外における盗取による損害を補償します。

② 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要**注意喚起情報**

この保険では主に次の損害または損失に対しては保険金をお支払いできません。

a. 次の特別約款に共通してお支払いしない場合

- 海外事業総合賠償責任特別約款(Foreign Commercial General Liability Coverage Part)
- 海外事業自動車賠償責任特別約款(Foreign Business Auto Liability Coverage Part)
- 事業不正行為損害特別約款(Commercial Crime Coverage Part)

- 戦争、テロリズムに起因する損害
- 核危険に関連する損害
- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に起因する損害 など

b. 使用者賠償責任特別約款(Employer's Liability Coverage Part)でお支払いしない場合

- 戦争、テロリズムに起因する損害
- 契約により加重された責任 など

c. 特殊危険対応費用特別約款(Special Risk Response Costs Coverage Part)でお支払いしない場合

- 核危険に関連する損害 など

③ セットできる主な特約

契約概要

ご契約に応じて自動的にセットされる特約や、ご要望に応じてセットできるオプション特約があります。詳細については、パンフレット等にてご確認ください。

④ 支払限度額・免責金額の設定

契約概要**注意喚起情報**

お申込みの際に、お支払いする保険金の保険金額（支払限度額）や免責金額（自己負担額）を設定していただきますが、補償の項目によっては、あらかじめ設定されている場合もあります。

お客さまが実際に契約する保険金額（支払限度額）や免責金額（自己負担額）については、保険申込書および保険の約款にてご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間：原則 1 年

補償の開始：保険期間の開始日の午前 0 時 01 分（日本標準時）

補償の終了：保険期間の終了日の午前 0 時 01 分（日本標準時）

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄で確認ください。

(3) 法令遵守

保険金のお支払いは、弊社（その親会社等支配権を有する者を含みます。）に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）により行われる制裁措置を含みます。

(4) 保険料決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、ご提出いただいた告知書の内容およびご希望される補償の内容によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄で確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。また、払込手段は口座振替等があります（注）。保険期間が始まった後であっても、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（注）銀行振込などの場合は着金日が保険料の領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料口座振替特約(Premium Payment by Account Transfer Endorsement)をセットした場合、次の点にご注意ください。

a. 払込期日（注）までに保険料が払い込まれなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがないときは、保険期間の開始日以降の事故について、保険金をお支払いできません。

b. 払込期日（注）の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、保険期間の開始日に遡及してご契約を解除することがありますのでご注意ください。

（注）金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社にて別紙保険申込書のとおり、契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、保険申込書の記載内容に誤りがないかについて、併せてご確認ください。

(2) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に申込書記載事項について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。

申込書記載事項（告知事項）とは、保険申込書および契約締結時にご提出いただく付属書類となる告知書等の記載事項をいいます。特に保険申込書および告知書において、※印を付した以下の項目については、ご注意ください。

故意または重大な過失により、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、必ずご確認ください。

主な告知事項は次のとおりです。（各特別約款または補償ごとに異なります。）

特別約款または補償	主な告知事項（※印の付された項目）
各特別約款共通	過去の事故歴
海外事業総合賠償責任特別約款 (Foreign Commercial General Liability Coverage Part)	【施設・業務遂行危険に対する補償をご契約の場合】 ● 海外出張回数・出張目的 【生産物・完成作業危険に対する補償をご契約の場合】 ● 地域別売上高（注） ● 保険の対象となる製品
使用者賠償責任特別約款 (Employer's Liability Coverage Part)	海外出張回数
事業不正行為損害特別約款 (Commercial Crime Coverage Part)	従業員数
特殊危険対応費用特別約款 (Special Risk Response Costs Coverage Part)	海外駐在員・海外出張者などに関する情報

（注）地域別売上高については、事実と異なる金額を告げ、その値が正しい金額に不足する場合は、正しい売上高に基づく保険料に対する誤った売上高に基づく保険料の割合をもって、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(3) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、通知事項（申込書記載事項のうち、保険証券および告知書に☑印が付された項目をいいます。）に変更が発生する場合は、事前に（事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく）取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。弊社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約内容の変更の承認を行います。この場合、保険料の返還または追加保険料の請求をさせていただくことがありますので、追加保険料が発生した場合は契約内容の変更手続きと同時に払込みください。追加保険料が払い込まれない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

ご通知がない場合や、遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などには、ご契約を解除させていただくことがありますので、予めご了承ください。

主な通知事項は次のとおりです。（各特別約款または補償ごとに異なります。）

特別約款または補償	主な通知事項（☑印の付された項目）
事由のいかんを問わず、告知いただいた項目のうち次の項目に変更が生じた場合、その詳細	
海外事業総合賠償責任特別約款 (Foreign Commercial General Liability Coverage Part)	【施設・業務遂行危険に対する補償をご契約の場合】 ● 海外出張目的 【生産物・完成作業危険に対する補償をご契約の場合】 ● 保険の対象となる製品
貴社に、合併、会社分割、事業の譲渡もしくは譲受けその他類似の事由が発生したこと。また、それにより告知いただいた項目のうち次の事項に変更が生じた場合、その詳細	
事業不正行為損害特別約款 (Commercial Crime Coverage Part)	従業員数

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

ご注意ください事項	
● 保険証券記載の住所を変更した場合	
● 特約の追加など、契約条件を変更する場合	など

(2) 解約時の返還保険料

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に対する保険料を返還することや、既に経過した期間に対して払い込まれていない保険料がある場合は、その保険料を請求することがあります。

なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および保険の約款等をご確認のうえ、大切に保管してください。

(B-240041)24-3 S051410

(4) その他ご注意

① 「賠償責任保険付き」表示の禁止

この保険のご契約後、お客さまが行う業務や製造・販売する製品等に「賠償責任保険付き」などの表示を行うことはできません。

② 保険契約についての守秘義務

特殊危険対応費用特別約款(Special Risk Response Costs Coverage Part)をご契約の場合、この特別約款は、特殊な事故を保険の対象としており、特別約款の内容が第三者に漏洩した場合には事故を誘発する可能性があります。したがって、この特別約款についての情報管理に関しては、十分にご注意ください。万一、漏洩の事実があった場合には、この特別約款を解除することがあります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。）である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ② 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます。）
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に

- 必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
（URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>）

（４）重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- 被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合 など

なお、既に保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。

（５）事故が起こった場合

① 事故通知の際のご注意

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、この保険で補償の対象となる賠償責任事故が発生した場合において、被害者との間で賠償額等を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

（注）保険会社による被害者との直接交渉が禁止されている国や地域では、被害者との直接交渉ができない場合があります。

② 保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただけます。保険金のご請求に必要な書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内します。主な書類は次のとおりです。

保険金の請求に必要な書類	
● 保険金請求書	
● 損害およびその額を証明する書類	など

（注）弊社は事故状況や損害の内容などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、上記以外の書類もしくは確認資料のご提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

（６）保険金のお支払い

① 保険金のお支払時期

弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただき、ご請求の手続きが完了した日（以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、この期間内に必要な照会・調査が終了しない場合は、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日から

（B-240041）24-3 S051410

の日を含めて次の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。さらに次の期間に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者との協議による合意に基づき、期間を延長する場合があります。

照会・調査内容	日数
必要事項（注 1）の確認のための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会または弁護士、法律家などへの照会	180 日
必要事項（注 1）の確認のための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
災害救助法が適用された災害の被災地域における必要事項（注 1）の確認のための調査	60 日
損害額の評価または査定を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
損害を受けた対象もしくは損害発生事由が特殊である場合（注 2）または多数のものが同一事故により損害を受けた場合における、必要事項（注 1）の確認のための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180 日

（注 1）必要事項とは、事故の原因や発生状況、損害の発生の有無や程度、事故と損害との因果関係、保険金支払対象外となる事実の有無、ご契約の効力等をいいます。

（注 2）調査にあたり、専門的な知見・方法または複数の専門機関による鑑定が必要な場合等をいいます。

② 他の保険契約（共済を含みます。）がある場合のお支払方法

ご契約の内容により異なりますので、詳しくは保険の約款をご確認ください。

③ 請求権代位

被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、弊社がその損害について保険金を支払ったときは、弊社は、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

④ 保険金請求権の譲渡または質権の設定

保険金請求権は弊社の事前の承認なくして、第三者に譲渡すること、または質権を設定することはできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金請求権が発生した時の翌日から 3 年間です。この時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。

なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

⑥ 被害者の先取特権

この保険契約で支払対象となる損害賠償金について、被保険者が保険会社に保険金を請求する権利について、被害者は先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金のお支払いを受けられる権利）があります。

（７）共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは

0120-016-693（通話料無料）

受付時間：平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時

（年末年始を除きます。）

●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は

お客さまの声室

0120-246-145（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。（事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。）

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

WorldRisk[®]専用 0120-992-471（通話料無料）

受付時間：24時間 365日

【ご注意】 特殊危険対応費用特別約款（Special Risk Response Costs Coverage Part）で補償される事故については、上記事故受付センターではなく、当該特別約款に記載の連絡先にご連絡ください。

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808（ナビダイヤル 全国共通・通話料有料）

受付時間：

平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。）

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963（通話料有料）

受付時間：

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

（土・日・祝日・年末年始等を除きます。）

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にならない場合があります。